

身体障害者手帳返還書

年 月 日

秋田県身体障害者更生相談所長 様

届出者 住 所

ふりがな
氏 名

身体障害者との続柄 ()

(電話番号)

身体障害者福祉法第16条第1項(身体障害者福祉法施行規則第7条第2項、第8条第2項)の規定により、
身体障害者手帳を返還します。

返還理由

1 障害を有しなくなった。

2 死亡した。(死亡年月日: 年 月 日)

3 身体障害者手帳の再交付を受けた。

4 紛失した手帳を発見した(手帳の紛失による再交付後の場合)。

ふ り が な 氏 名		個人番号	
現 住 所			
手 帳 番 号	第 号		
交 付 年 月 日	年 月 日		

第 号

年 月 日

秋田県身体障害者更生相談所長 様

八郎潟町長 佐藤 友紀

上記のとおり身体障害者手帳が返還されたので、進達します。

備考

- 1 15歳未満の児童については、保護者が返還してください。
- 2 返還理由は、該当するものの番号を○で囲んでください。
- 3 返還理由が「2. 死亡した」の場合、内枠内の「個人番号」欄の記入は不要です。
- 4 身体障害者手帳の交付を受けた者が自ら返還する場合は、内枠内の「氏名」及び「現住所」欄の記入を省略することができます。